



北斗市「法亀寺しだれ桜」

鹿部町「間歇泉」

鹿部町「花火大会」

七飯町「千の風モニュメント」

森町「さわらフラワーロード」

北斗市「トラビッド修道院」

森町「オニウシ公園」

七飯町「赤松並木」

季節労働者の 通年雇用化へご協力を

南渡島通年雇用促進支援協議会は

北斗市・七飯町・森町・鹿部町に居住する季節労働者の方々を支援するために、平成19年8月28日に組織されました。

協議会は、地域内に居住する季節労働者の方の通年雇用化を促進することを目的として、国（厚生労働省）の委託事業を中心に地域の取り組みを含め、さまざまな通年雇用促進支援事業に取り組んでいます。

季節労働者を通年雇用化することで

- 継続して3年間、「**通年雇用助成金**」のご利用ができます。（※一定の受給要件があります。）
- 従業員の定着化、雇用の安定化が図れます。
- 従業員の計画的な人材育成が図れ、事業所の大きな戦力となり、事業・収益の拡大が図れます。
厚生労働省では人材育成に取り組む「事業主」を支援するために、さまざまな「人材育成支援策」を用意しています。
- 北海道の建設工事等競争入札参加資格審査申請において、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいる事業者の方を技術・社会的要素において評価しています。

南渡島通年雇用促進支援協議会

通年雇用助成金・申請手続き

対象となる事業主

「指定業種」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方

指定業種

①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く）の製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」「建具製造業」「鉄骨製造業」「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」「金属製サッシ・ドア製造業」「鉄骨系プレハブ住宅製造業」「建築用金属製品製造業（サッシ・ドア、建築用金物を除く）」「畳製造業」 ⑪農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）

賃金・移動経費の助成

季節労働者を対象期間（12月16日から翌年の3月15日）中、以下の形態で継続雇用し、かつ対象期間の翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれるとき、賃金・移動就労経費の助成が受けられます。

- ①事業所内就業……同一の事業所で継続雇用
- ②事業所外就業……他の事業所に配置転換、労働者派遣、在籍出向等
- ③業務転換……同一の事業所内で季節的業務以外の業務へ転換（※一定の要件があります）。

対象となる季節労働者

- 9月16日以前から雇用されている人
- 1月31日現在雇用保険の特例一時金の受給資格の見込まれる人（一定の要件があります）。

※次の①から②までのいずれかに該当する人は対象から除かれます。

- ①管理監督的業務に従事する労働者または事業所に雇用される労働者のうち、季節的業務に従事しない人
- ②出稼就労を常態とする人

支給回数・支給額

- 事業所内就業及び事業所外就業の場合、対象労働者1名につき継続して3回まで支給します。
 - 新規継続労働者（1回目）……対象期間中の支払賃金額の2/3の額（71万円を限度）
 - 継続（2回目）・再継続労働者（3回目）…対象期間中の支払賃金額の1/2の額（54万円を限度）
 - ※ 65歳以上の方も申請対象労働者の要件を満たしていれば継続（2回目）・再継続労働者（3回目）として申請することができます。
- 業務転換の場合は、業務転換を開始した日から起算して6ヶ月の期間について、事業主の方が支払った賃金額の1/3の額（71万円を限度）を支給します。

支給までの流れ

(事業所内・外就業助成、移動就労経費助成)

① 通年雇用届の提出 (12/16~1/31)

○移動就労に係る請負事業実施
状況確認書の提出

提出書類

- ◎通年雇用届
 - ◎対象労働者申告書 (通年雇用届
添付)
 - ◎労働者名簿
 - ◎継続雇用労働者名簿 (12/15現在)
(新規利用事業所のみ)
 - 移動就労届
- など

必ず期限内に提出
してください。

② 支給申請書の提出 (3/16~6/15)

提出書類

- ◎支給要件確認申立書
 - ◎支払方法・受取人住所届
 - ◎支給申請書
 - ◎対象労働者申告書 (支給申請書
添付)
 - ◎出勤簿・賃金台帳
 - ◎継続雇用労働者名簿 (3/15現在)
 - ◎労働者名簿
 - 移動就労経費の支払実績を明ら
かにする書類
- など

※○印は、移動就労を行う事業所のみ提出

その他の助成

●休業助成

季節労働者を継続雇用したものの、一時的に休業させ、休業手当を支払った場合。

対象労働者1名につき事業所内・外就業の申請回数3回のうち、2回まで支給されます。

(事業所内・外就業の対象となる措置の条件を満たすこと)

- 1回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額 (休業手当除く) の合計の1/2の額
- 2回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額 (休業手当除く) の合計の1/3の額

注) 限度額: 新規継続労働者の場合「71万円」、継続・再継続労働者の場合「54万円」

●職業訓練助成

冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合

対象労働者1名につき事業所内・外就業の助成に加えて、3回まで支給されます。

- 季節的業務の訓練の場合……対象労働者1名につき事業主が支払った費用の1/2の額 (3万円を限度)
- 季節的業務以外の訓練の場合…対象労働者1名につき事業主が支払った費用の2/3の額 (4万円を限度)

●新分野進出助成

季節労働者を継続雇用するために、新分野の事業所を設置・整備した場合

- 事業所の設置・整備に要した費用の1/10の額 (500万円を限度、継続して3回まで同額を支給)

■従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

- トライアル雇用助成金……安定就業を希望する職業経験、技能、知識の不足等がある求職者を試行的に雇い入れる。
- 特定求職者雇用開発助成金…高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる。
全5コースあり。

※この他にもさまざまな助成金がございますが、各種助成金には一定の要件がありますので、事前にハローワークの担当窓口へご相談ください。

無料相談実施中

協議会では、社会保険労務士による無料相談を実施しています。**電話相談可！**
日時を調整いたしますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

1. 相談内容

- ① 通年雇用助成金について
- ② 雇用関係助成金について

2. 対象となる事業主 ア及びイのすべてに該当する事業主

- ア 北斗市・七飯町・森町・鹿部町に事業所がある。
- イ 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者（季節労働者）を雇用されている、または、短期雇用特例被保険者として雇用予定のある事業主。

注意事項 ※相談受付件数に限りがあるため、上限に達した時点で締め切りいたします。
ご了承ください。

令和7年度 実施事業（予定）

実施事業

01

通年雇用化推進事業

地域内の季節労働者雇用事業所を訪問し、国の助成制度の周知、通年雇用化の要請などを実施します。また、有資格者を相談員として、事業者に対して通年雇用に繋げるための雇用相談を行います。

実施事業

02

通年雇用化意識啓発セミナー

季節労働者の意識啓発を促すとともに、今後の職業選択などについてアドバイスを行うセミナー及び事業主向けに通年雇用化に資するセミナーを実施します。
（北斗会場、森会場）令和8年1月開催。

実施事業

03

技能講習委託事業

季節労働者が通年雇用に必要な技能資格を取得できるように支援します。
（フォークリフト運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習・車両系建設機械（整地等）運転技能講習）
（高所作業車運転技能講習・玉掛け技能講習）

実施事業

04

通年雇用化意識啓発推進事業

季節労働者に対し通年雇用への意識を高め、今後の職業選択などの際に、参考となるガイドブックを作成し、配布します。

【お問い合わせ先】

南渡島通年雇用促進支援協議会

〒049-0192 北斗市中央1-3-10「北斗市役所経済部水産商工労働課内」

TEL.0138-73-3111

平日 8:30～17:00／ 土日祝・年末年始



【協議会
構成】

- 北斗市 ● 七飯町 ● 森町 ● 鹿部町 ● 北斗市商工会
- 七飯町商工会 ● 森商工会議所 ● 森町さわら商工会
- 鹿部商工会 ● 北海道渡島総合振興局
- 函館公共職業安定所（運営委員会オブザーバー）